

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月12日
【事業年度】	第47期（自 平成17年9月1日 至 平成18年8月31日）
【会社名】	マニー株式会社
【英訳名】	MANI, INC.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 松谷貫司
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市清原工業団地8番3
【電話番号】	028-667-1811（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役常務 高井壽秀
【最寄りの連絡場所】	栃木県宇都宮市清原工業団地8番3
【電話番号】	028-667-1811（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役常務 高井壽秀
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年11月27日に提出した第47期（自平成17年9月1日至平成18年8月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

(訂正前)

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度（自平成17年9月1日至平成18年8月31日）

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成13年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	取締役 7名 従業員 41名	取締役 7名 監査役 4名 従業員 57名	取締役 3名 執行役 7名 従業員 132名
ストック・オプション数	普通株式 87,800株	普通株式 203,300株	普通株式 160,600株
付与日	平成13年12月17日	平成15年12月15日	平成17年12月12日
権利確定条件	権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了により退任した場合、及び従業員が定年により退職した場合は行使可。	権利行使時において、当社関連会社の取締役、監査役又は従業員（海外出向者を含む）であることを要する。但し、任期満了により退任した場合、及び従業員（海外出向者を含む）が定年により退職した場合は行使可。	権利行使時において、当社関連会社の取締役、執行役又は従業員（海外出向者を含む）であることを要する。但し、任期満了により退任した場合、及び従業員（海外出向者を含む）が定年により退職した場合は行使可。
対象勤務期間	(自平成13年12月17日 至平成15年11月30日)	(自平成15年12月15日 至平成17年11月30日)	(自平成17年12月12日 至平成19年11月30日)
権利行使期間	権利確定後3年以内。但し任期満了により退職した場合、及び従業員が定年により退職した場合は行使可。	権利確定後3年以内。但し任期満了により退職した場合、及び従業員が定年により退職した場合は行使可。	権利確定後3年以内。但し任期満了により退職した場合、及び従業員が定年により退職した場合は行使可。

(訂正後)

当連結会計年度(自平成17年9月1日 至平成18年8月31日)

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成13年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	取締役 7名 従業員 41名	取締役 7名 監査役 4名 従業員 57名	取締役 3名 執行役 7名 従業員 132名
ストック・オプション数	普通株式 87,800株	普通株式 203,300株	普通株式 160,600株
付与日	平成13年12月17日	平成15年12月15日	平成17年12月12日
権利確定条件	権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了により退任した場合、及び従業員が定年により退職した場合は行使可。	権利行使時において、当社関連会社の取締役、監査役又は従業員(海外出向者を含む)であることを要する。但し、任期満了により退任した場合、及び従業員(海外出向者を含む)が定年により退職した場合は行使可。	権利行使時において、当社関連会社の取締役、執行役又は従業員(海外出向者を含む)であることを要する。但し、任期満了により退任した場合、及び従業員(海外出向者を含む)が定年により退職した場合は行使可。
対象勤務期間	(自 平成13年12月17日 至 平成15年11月30日)	(自 平成15年12月15日 至 平成17年11月30日)	(自 平成17年12月12日 至 平成19年11月30日)
権利行使期間	権利確定後3年以内。但し任期満了により退職した場合、及び従業員が定年により退職した場合は行使可。	権利確定後5年以内。但し任期満了により退職した場合、及び従業員が定年により退職した場合は行使可。	権利確定後5年以内。但し任期満了により退職した場合、及び従業員が定年により退職した場合は行使可。